二

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　全ての分野

三

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　最恵国待遇（第三条）
概要
　日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
　(a)　航空
　(b)　漁業
　(c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置
　全ての分野

四

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要
　補助金については、アンゴラ共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置
　全ての分野

五

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　1　日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　2　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。
　3　日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　全ての分野

六

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要
　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。
　(a)　外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合
　(b)　外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条ｂの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合
　注　この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

七

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条
現行の措置
　航空宇宙産業
　宇宙開発産業

八

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条
現行の措置
　武器・火薬産業
　武器産業
　火薬類製造業

九

分野
小分野
産業分類
現行の措置
　教育及び学習支援業
　初等及び中等教育サービス
　ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
　ＪＳＩＣ　八一二　小学校
　ＪＳＩＣ　八一三　中学校
　ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
　ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
　ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
概要
　日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条
現行の措置
　エネルギー産業
　電気業
　ガス業
　原子力産業